

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。

)の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に、

「よる用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査			を
-----------------------------	--	--	---

「よる用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査			に、
法第四十八条第十六項第一号の規定による用途地域等における増築等の特例許可の申請に対する審査	用途地域等における建築等の許可を受けた建築物の増築、改築又は移転についての特例許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円	
法第四十八条第十六項第二号の規定による用途地域における建築等の特例許可の申請に対する審査	住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられた建築物の用途地域における建築等の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円	

法第五十二条第四項の規定	隣地境界線に面し	一六〇、〇〇〇円
--------------	----------	----------

による隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率に関する特例の許可の申請に対する審査	て壁面線の指定等がある場合の建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	
---	----------------------------------	--

を

法第五十三条第四項の規定による隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	隣地境界線に面して壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円
法第五十三条第五項の規定による壁面の位置が定められた場合等の建築物の建蔽率に関する特例許可の申請に対する審査	壁面線を指定した場合等の建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円

に、「

第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に、「建ぺい率に関する制限」を「建蔽率に関する制限」に、「建ぺい率、」を「建蔽率、」に、「建ぺい率又は」を「建蔽率又は」に、

行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料	
--------------------------------	----------------------	--

を

行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料	
法第八十七条の二第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における工事の全体計画の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画認定申請手数料	一七、〇〇〇円
法第八十七条の二第二項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画変更認定申請手数料	一七、〇〇〇円

に改め、

法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場における許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場における許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円
法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場における許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場における許可申請手数料	一六〇、〇〇〇円

同表家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。）の項中「一八、一〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「二九、五〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改め、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。）の項中「六八〇円」を「六九〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「七五〇円」を「七六〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中「七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五五、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「場合 三三、〇〇〇円」を「場合

三四、〇〇〇円」に改め、同表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項中「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項中「九七二、〇〇〇円」を「九七三、〇〇〇円」に、「一、六七二、〇〇〇円」を「一、六七三、〇〇〇円」に、「三、〇九三、〇〇〇円」を「三、〇九六、〇〇〇円」に、「二六三、〇〇〇円」を「二六四、〇〇〇円」に、「四、四二〇、〇〇〇円」を「四、四二四、〇〇〇円」に、「五、四二四、〇〇〇円」を「五、四一九、〇〇〇円」に、「三四五、〇〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇

円」に、「三二四、〇〇〇円」を「三一九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項中「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「ついでには、一八六、〇〇〇円」を「ついでには、一八九、〇〇〇円」に、「三二四、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項中「八二二、〇〇〇円」を「八二三、〇〇〇円」に、「九三八、〇〇〇円」を「九三九、〇〇〇円」に、「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三二四、〇〇〇円」を「三二九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に、

場合は、手数料を徴取しない。

1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一三三、五〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円
 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては四七、〇〇〇円）

2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル

場合は、手数料を徴取しない。

1 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 一三三、五〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合にあつては五、〇〇〇円
 非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては四七、〇〇〇円）

2 非住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル

未満のもの
一九八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一四、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては七八、
五〇〇円)
3 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートル以上
五、〇〇〇平方メー
トル未満のもの
二八二、五〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては四三、〇〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一二七
〇〇〇円)
4 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートル以上
一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの
三四八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては六八、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一六六
〇〇〇円)
5 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、〇
〇〇平方メートル以
上二五、〇〇〇平方
メートル未満のもの
四一一、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては八六、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一九九
五〇〇円)

を

未満のもの
一九八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては一四、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては七八、
五〇〇円)
3 非住宅部分の床面
積の合計が二、〇〇
〇平方メートル以上
五、〇〇〇平方メー
トル未満のもの
二八二、五〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては四三、〇〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一二七
〇〇〇円)
4 非住宅部分の床面
積の合計が五、〇〇
〇平方メートル以上
一〇、〇〇〇平方メ
ートル未満のもの
三四八、〇〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては六八、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一六六
〇〇〇円)
5 非住宅部分の床面
積の合計が一〇、〇
〇〇平方メートル以
上二五、〇〇〇平方
メートル未満のもの
四一一、五〇〇円
(誘導基準適合図書
を提出する場合にあ
つては八六、五〇〇
円、非住宅建築物の
モデル建築物誘導基
準に適合している場
合にあつては一九九
五〇〇円)

に 「9 非住宅部分

6 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四六九、〇〇〇円

6 非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
四六九、五〇〇円

の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの
四一一、〇〇〇円」を「9 非住宅部分の床面積の合計が一〇、〇〇〇平方メートル以上二五、〇〇〇平方メートル未満のもの 四一一、五〇〇円」に、「非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四六九、〇〇〇円」を「非住宅部分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの 四六九、五〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

<p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）</p>	<p>法第十条第一項、第十九条第一項、第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定による裁定（国又は都道府県が申請する場合を除く）</p>	<p>裁定申請手数料</p>	<p>一 損失の補償金の見積額が一〇〇、〇〇〇円以下の場合 二七、〇〇〇円</p> <p>二 損失の補償金の見積額が一〇〇、〇〇〇円を超え一、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 二七、〇〇〇円に、損失の補償金の見積額の一〇〇、〇〇〇円を超える部分が五〇、〇〇〇円に達することにより、二、七〇〇円を加えた額</p> <p>三 損失の補償金の見積額が一、〇〇〇、〇〇〇円を超え五、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 七五、六〇〇円に、損失の補償金の見積額の一、〇〇〇、〇〇〇円を超える部分が一〇〇、〇〇〇円に達することにより、三、四〇〇円を加えた額</p> <p>四 損失の補償金の見積額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超え二〇、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 二二一、六〇〇円に、損失の補償金の見積額の五、〇〇〇、〇〇〇円</p>
--	--	----------------	--

		円を超える部分が一、〇〇〇、〇〇〇円に達するごとに三、五〇〇円を加えた額
		五 損失の補償金の見積額が二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超え一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以下の場合 二六四、一〇〇円に、損失の補償金の見積額の二〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える部分が四、〇〇〇、〇〇〇円に達するごとに四、八〇〇円を加えた額
		六 損失の補償金の見積額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超える場合 三六〇、一〇〇円

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項中「一一、〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、〇〇〇円」に改める。

（行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第三条 行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一（講演会、会議等のため一時的に使用する場合）の表中「三、五五〇円から七、一二〇円まで」を「三、六一〇円から七、二五〇円まで」に、「五八〇円」を「五九〇円」に、「九八〇円から一、七七〇円まで」を「九九〇円から一、八〇〇円まで」に改める。

別表第一（その他の場合）の表及び別表第二（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときに限る。））の表中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部改正）

第四条 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の西部工業技術センターの項中「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に改め、同表畜産技術センターの項中「一七、四〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改める。

別表第二号の保健環境センターの項中「二四九、三〇〇円」を「二五〇、八〇〇円」に改め、同表食品工業技術センターの項中「二八、二〇〇円」を「二八、七〇〇円」に改め、同表西部工業技術センターの項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、同表東部工業技術センターの項中「三一、二〇〇円」を「三一、五〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、五〇〇円」に改め、同表水産海洋技術センターの項中「二二、四〇〇円」を「二二、七〇〇円」に改め、同表林業技術センターの項中「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表共通の項中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

(広島県総合グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

第五条 広島県総合グラウンド設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一専用利用の場合の項中「二六、一〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「七九、六〇〇円」に、「一一七、二〇〇円」を「一一九、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、七〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「四七、五〇〇円」を「四八、四〇〇円」に、「二四二、三〇〇円」を「二四五、〇〇〇円」に、「二二二、四〇〇円」を「二一七、四〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「三一、三〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「四七、〇〇〇円」を「四七、九〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第二中「三一、二〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「九六、六〇〇円」を「九八、四〇〇円」に、「二四四、九〇〇円」を「二四七、六〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「五九、〇〇〇円」を「六〇、一〇〇円」に、「二七六、八〇〇円」を「二八〇、一〇〇円」に、「二六五、一〇〇円」を「二七〇、一〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二六、九〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「四〇、三〇〇円」に改める。

別表第三中「一九、七〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「五八、九〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に、「八八、二〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一七、一〇〇円」に、「三五、一〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「一〇五、三〇〇円」を「一〇七、三〇〇円」に、「一五七、八〇〇円」を「一六〇、八〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三三、六〇

〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三五、三〇〇円」に改める。

別表第四専用利用の場合の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第五専用利用の場合の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一二、八〇〇円」を「一三、一〇〇円」に、「一九、三〇〇円」を「一九、七〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第六専用利用の場合の項中「六九〇円」を「七一〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表個人利用の場合の項中「八〇円」を「九〇円」に改める。

別表第七中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「八三〇円」を「八五〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に改める。

別表第八電光掲示盤の項中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三〇〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表スコアボードの項中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同表陸上競技用具の項中「九、三〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表光波距離計の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表録画判定装置の項中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同表写真判定装置の項中「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表トラック競技速報表示器の項中「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同表円盤・ハンマー兼用サークルの項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表拡声装置の項中「九六〇円」を「九八〇円」に改め、同表ストーブの項中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表冷暖房設備の項中「八三〇円」を「八五〇円」に改め、同表シャワーの項中「八三〇円」を「八五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表広告設備（野球場に限る。）の項中「二六、二〇〇円」を「二六、五〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、三〇〇円」に改め、同表電気設備の項中「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

（広島県立総合体育館設置及び管理条例の一部改正）

第六条 広島県立総合体育館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「一三〇、六〇〇円」を「一三三、一〇〇円」に、「二六一、〇〇〇円」を「二六五、九〇〇円」に、「一〇四、一〇〇円」を「一〇六、一〇〇円」に、「二〇八、二〇〇円」を「二二二、一〇〇円」に、「四三、一〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「八六、一〇〇円」を「八七、七〇〇円」に改め、同表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「四三、一〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「八六、一〇〇円」を「八七、七〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九〇〇円」に改める。

別表第二アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「四一、七〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「八三、四〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に、「三三、四〇〇円」を「三四、一〇〇円」に、「六六、七〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に改め、同表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改める。

別表第三専用使用の場合の項中「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「六一、一〇〇円」を「六一、三〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、九〇〇円」に、「四八、七〇〇円」を「四九、七〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「一一〇円」を「一二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第四専用使用の場合の項中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表個人が使用する場合の項中「一一〇円」を「一二〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第五ボールの項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「六九〇円」を「七一〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表ト

トレーニングルームの項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「八四〇円」を「八六〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表健康体力相談室の項中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に改める。

別表第六大会議室の項中「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、五〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改め、同表ミーティングルームの項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に改める。

別表第七附属設備の項中「三〇、六〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「九三、〇〇〇円」を「九四、八〇〇円」に、「五五、六〇〇円」を「五六、七〇〇円」に、「一三、九〇〇円」を「一四、二〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「一七七、七〇〇円」を「一八二、九〇〇円」に、「一三八、九〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「六九、五〇〇円」を「七〇、八〇〇円」に、「八〇円」を「九〇円」に、「四五、九〇〇円」を「四六、八〇〇円」に改める。

(広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例の一部改正)

第七条 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例(平成八年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二大研修室の項中「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「二七〇円」を「二八〇円」に、「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表クッキング交流室の項中「六七〇円」を「六九〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表宿泊室の項中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改める。

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第八条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第三中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に改める。

(広島県立美術館条例の一部改正)

第九条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「二、〇九〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

別表第二入場料有料の場合の項中「一、七五〇円」を「一、七九〇円」に、「二、九九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二五〇円」に、「四、八四〇円」を「四、九三〇円」に、「一三、三八〇円」を「一三、六三〇円」に、「二三、八七〇円」を「二四、三二〇円」に、「二五、三一〇円」を「二五、七八〇円」に改め、同表入場料無料の場合の項中「九三〇円」を「九五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五八〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五二〇円」に、「六、六九〇円」を「六、八二〇円」に、「一一、九四〇円」を「一二、一七〇円」に、「二二、六六〇円」を「二二、九〇〇円」に改める。

別表第三の表中「四一〇円」を「四二〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

(広島県民文化センター設置及び管理条例の一部改正)

第十条 広島県民文化センター設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の第一号の表ホールの項中「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「四四、一〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五八、八〇〇円」を「五九、九〇〇円」に、「七三、四〇〇円」を「七四、八〇〇円」に、「一〇二、八〇〇円」を「一〇四、八〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一一三、一〇〇円」に改め、同表展示室の項中「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表展示ロビーの項中「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一三、一〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一九、四〇〇円」に改め、同表練習室の項中「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「

「一七、八〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二〇、八〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同養樂屋の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に改める。

別表の第二号の表ホールの項中「二三、四〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、「三五、二〇〇円」を「三五、九〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「五八、八〇〇円」を「五九、九〇〇円」に、「八二、〇〇〇円」を「八三、六〇〇円」に、「八八、一〇〇円」を「八九、八〇〇円」に改め、同養練習室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同養樂屋の項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表ゲストルームの項中「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に改め、同表主催者控室の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、一〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同養文化交流室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改める。

(広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例の一部改正)

第十一条 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例(平成十九年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「二二九、二〇〇円」を「二三一、六〇〇円」に、「二〇九、三〇〇円」を「二二三、二〇〇円」に、「三〇三、四〇〇円」を「三〇九、一〇〇円」に、「二六六、九〇〇円」を「二七一、九〇〇円」に、「四二二、九〇〇円」を「四二〇、六〇〇円」に、「四六三、四〇〇円」を「四七二、〇〇〇円」に、「一五〇、三〇〇円」を「一五三、一〇〇円」に、「二七八、一〇〇円」を「二八三、三〇〇円」に、「三二〇、〇〇〇円」を「三三六、二〇〇円」に、「三三九、九〇〇円」を「三四六、二〇〇円」に、「四七七、四〇〇円」を「四八六、三〇〇円」に、「五三三、六〇〇円」を「五四三、五〇〇円」に改め、同表リハーサル室の項中「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三三、一〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三九、四〇〇円」を「四〇、二〇〇円」に、「四二、二〇〇円」を「四三、〇〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、三〇〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二五、九〇〇円」に改め、同表スタジオの項中「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「一四、一〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、三〇〇円」に改め、同表音楽室の項中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「二四、一〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同表オーディオルームの項中「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二五、五〇〇円」を「二五、八〇〇円」に、「三二、一〇〇円」を「三二、五〇〇円」に、「三三、六〇〇円」を「三三、一〇〇円」に改め、同表録音編集室の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に改める。

(広島県立県民の森設置及び管理条例の一部改正)

第十二条 広島県立県民の森設置及び管理条例(昭和四十六年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二公園センターの項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、七〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、五〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表全天候多目的施設の項中「五四〇円」を「五五〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改める。

(自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十三条 自然公園施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年広島県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

別表第四野呂山公園施設の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に改め、同表帯釈公園施設の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三三、三〇〇円」に、「三七、一〇〇円」を「三七、八〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表牛小屋高原公園施設の項中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「八、五〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改める。

(広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十四条 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

別表第二の第一号の表宿泊所の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、七〇〇円」に改め、同表研修棟の項中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二六、一〇〇円」

を「一六、四〇〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、七〇〇円」に改め、同表体育館の項中「二九〇円」を「三〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同表キャンプ場の項中「五、九〇〇円」を「六、一〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「七五〇円」を「七七〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「三八〇円」を「三九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同表野外ステージの項中「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改める。

別表第二の第二号の表アスレチックコースの項中「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「六二〇円」を「六四〇円」に、「九三〇円」を「九五〇円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表バーベキュー広場の項中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。

(広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部改正)

第十五条 広島県立県民の浜設置及び管理条例(昭和六十三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二宿泊研修所の項中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、六〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、七〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に改め、同表運動広場その他の施設の項中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同表棧敷その他の設備の項中「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四六、八〇〇円」を「四七、七〇〇円」に、「二一〇円」を「二二〇円」に改める。

(広島県立中央森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第十六条 広島県立中央森林公園設置及び管理条例（平成五年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本庭園の項中「一七〇円」を「一八〇円」に、「三四〇円」を「三五〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改め、同表駐車場の項中「四三〇円」を「四四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、四一〇円」に改め、同表バーベキュー広場の項中「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同表日本庭園休憩室（専用使用に限る。）の項中「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表運動広場の項中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、七〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表研修室の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」に改める。

別表第三多目的ホール棟の項中「一〇〇、六〇〇円」を「一〇二、五〇〇円」に、「五〇、三〇〇円」を「五二、三〇〇円」に、「三九、四〇〇円」を「四〇、二〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、九〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「七二〇円」を「七四〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表セミナーハウスの項中「四〇、五〇〇円」を「四一、三〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改め、同表コテージの項中「四五、二〇〇円」を「四六、一〇〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「六八、一〇〇円」を「六九、四〇〇円」に、「一六、〇〇円」を「一六、三〇〇円」に改め、同表テニスコートの項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表テニスコート照明設備の項中「四二〇円」を「四三〇円」に改める。

（保健所における手数料に関する条例の一部改正）

第十七条 保健所における手数料に関する条例（昭和二十七年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

（広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第十八条 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和六十二年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表二の項中「七五〇円」を「七七〇円」に改める。

（広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第十九条 広島県健康福祉センター設置及び管理条例（平成四年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表大研修室の項中「二一、八〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二九、一〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「五〇、八〇〇円」を「五一、八〇〇円」に改め、同表中研修室の項中「六、九〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「九、二〇〇円」を「九、四〇〇円」に、「一六、一〇〇円」を「一六、四〇〇円」に改め、同表小研修室の項中「三五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、七〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表総合研修室の項中「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一七、四〇〇円」に改め、同表中会議室の項中「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一七、一〇〇円」を「一七、五〇〇円」に改め、同表小会議室の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同表栄養実習室の項中「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六〇〇円」に改める。

（広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正）

第二十条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第九条の二中「一万三千三百二十円」を「一万三千五百六十円」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第四の一の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表の三の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の五の項中「五、〇七〇円」を「五、一六〇円」に改め、同表の六の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の七の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

（広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正）

第二十一条 広島県立福山若草園設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第三の一の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表の三の項中「一〇、〇〇〇円」を「一〇、一八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の四の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

（広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正）

第二十二条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

別表第一中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第三の一の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表の三の項中「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の四の項中「六、二六四円」を「六、三八〇円」に改める。

（広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正）

第二十三条 広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の第一号の1の表展示室、事務室及びステージの項中「九〇円」を「一〇〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

別表の第一号の2の表展示室、控室及び商談室の項中「一〇〇円」を「一一〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改める。

別表の第二号の表大展示室の項中「一二〇円」を「一三〇円」に改め、同表小展示室の項中「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表会議室及び研修室の項中「一七〇円」を「一八〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に改め、同表控室及び倉庫の項中「一二〇円」を「一三〇円」に改め、同表備考四中「六十円」を「七十円」に改める。

（広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第二十四条 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例（昭和六十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一研修室の項及び第二研修室の項中「五、六〇〇円」を「五、八〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、六〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、二〇〇円」に改め、同表第三研修室の項中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「五、六〇〇円

」を「五、八〇〇円」に、「九、六〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同表会議室の項中「六、八〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、三〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一六、一〇〇円」に改め、同表視聴覚研修室の項中「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一〇、三〇〇円」を「一〇、五〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に改め、同表多目的ホールの項中「一六、六〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「三三、二〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三八、七〇〇円」を「三九、五〇〇円」に改め、同表事務室の項中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改める。

(ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例の一部改正)

第二十五条 ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例(平成二十六年広島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一四、〇〇〇円」を「一四、一〇〇円」に改める。

別表第三中「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第二十六条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「六万六千円」を「六万七千円」に改め、同項第三号中「五万五千円」を「五万六千円」に改め、同条第三項中「三千円」を「三千百円」に改める。

別表中 七、三〇〇円

A 第一級 一、五二〇円
A 第二級 一、一八〇円
B 級 六一〇円

を

七、四〇〇円

A 第一級 一、五四〇円
A 第二級 一、二二〇円
B 級 六一〇円

に改める。

(広島県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二十七条 広島県道路占用料徴収条例(昭和二十八年広島県条例第三十九号)の一部を

次のように改正する。

第二条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県河川区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第二十八条 広島県河川区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一工業用水、鉱業用水又はその他の用水のためのものの部中「六、四八一、〇八〇円」を「六、六〇一、一〇〇円」に改める。

別表第三土の項中「二四一円」を「二四三円」に改め、同表川砂の項中「一六六円」を「一六九円」に改め、同表砂利の項、玉石の項及び転石の項中「三三七円」を「二四一円」に改める。

(広島県広島へりポート条例の一部改正)

第二十九条 広島県広島へりポート条例(平成二十三年広島県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一(第十九条関係)」を「別表第一(第二十一条関係)」に、「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改める。

別表第二中「別表第二(第十九条関係)」を「別表第二(第二十一条関係)」に改める。

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第三十条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同項の表係留施設の部中「二円四四銭」を「二円四八銭」に、「二円八五銭」を「二円九〇銭」に、「三円二七銭」を「三円三三銭」に、「四円三六銭」を「四円四四銭」に、「五円八二銭」を「五円九二銭」に、「七円三五銭」を「七円四八銭」に改め、同表荷さばき施設の部中「二一、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「四円一〇銭」を「四円一七銭」に、「一三円四四銭」を「一三円六八銭」に改める。

別表第一中「二〇、〇四〇円」を「二〇、四一〇円」に、「二四、〇六〇円」を「二四、五〇〇円」に、「二八、〇八〇円」を「二八、六〇〇円」に、「二七、三八〇円」を「二七、七〇〇円」に、「一三、三六〇円」を「一三、六〇〇円」に改める。

別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「二円七四銭」を「二円七九銭」に、「三円六七銭」を「三円七三銭」に、「三円二〇銭」を「三円二五銭」に、「四円二八銭」を「四円三五銭」に、「四円九〇銭」を「四円九九銭」

」に、「六円五五銭」を「六円六七銭」に、「六円五四銭」を「六円六六銭」に、「八円七四銭」を「八円九〇銭」に、「一一円三銭」を「一一円三三銭」に改め、同部係船浮票の款中「二、九七〇円」を「三、〇二〇円」に、「五、九五〇円」を「六、〇六〇円」に、「九、〇四〇円」を「九、二〇〇円」に、「二二、四八〇円」を「二二、七二〇円」に、「二二、六四〇円」を「二二、〇五〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に、「三、九七〇円」を「四、〇四〇円」に、「七、九五〇円」を「八、〇九〇円」に、「二二、〇六〇円」を「二二、二八〇円」に、「一七、九八〇円」を「一八、三一〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、七五〇円」に、「三五、九九〇円」を「三六、六五〇円」に改め、同部棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮棧橋の款中「二円四九銭」を「二円五三銭」に、「三円三六銭」を「三円四二銭」に、「四円五一銭」を「四円五九銭」に、「四円九〇銭」を「四円九九銭」に、「六円五五銭」を「六円六七銭」に、「三円三三銭」を「三円三九銭」に、「四円四八銭」を「四円五六銭」に、「六円二銭」を「六円二三銭」に、「六円五四銭」を「六円六六銭」に、「八円七四銭」を「八円九〇銭」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「三、七七〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に改め、同部可動橋の款中「四円四八銭」を「四円五六銭」に改め、同表臨港交通施設の部駐車場の款中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、一七〇円」を「一、一九〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に、「二、三四〇円」を「二、三八〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二二、八八〇円」を「二二、一〇〇円」に、「一九、二二〇円」を「一九、五八〇円」に、「五〇、九二〇円」を「五一、八五〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「一〇、四九〇円」を「一〇、六八〇円」に、「二七、七七〇円」を「二八、二八〇円」に、「二五、八一〇円」を「二六、一〇〇円」に、「一八、五四〇円」を「一八、八八〇円」に、「二九、〇三〇円」を「二九、五六〇円」に改め、同養荷さばき施設の部荷役機械の款中「三四、〇二〇円」を「三四、六五〇円」に、「二二、九九〇円」を「二二、三九〇円」に改め、同部荷さばき地の款中「八円二二銭」を「八円三六銭」に、「七円三二銭」を「七円四四銭」に改め、同部上屋の款中「二五、四七〇円」を「二五、九四〇円」に、「五、三三八、二二〇円」を「五、四三七、〇八〇円」に、「三三円四五銭」を「三三円八八銭」に、「一九円四八銭」を「一九円八四銭」に、「三三円六一銭」を「三三円三銭」に、「一八円七九銭」を「一九円二三銭」に、「二八、二〇〇円」を「二八、七二〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、九五〇円

」を「一、九八〇円」に改め、同表旅客施設の部旅客乗降用固定施設の款中「一八、四一〇円」を「一八、七五〇円」に改め、同部手荷物取扱所の款中「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同部待合所の款中「一、九七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「二、三八〇円」を「二、四二〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表保管施設の部野積場の款中「六円七八銭」を「六円九〇銭」に、「五円二七銭」を「五円二六銭」に、「六円四銭」を「六円一五銭」に、「四円三銭」を「四円一〇銭」に改め、同部水面貯木場の款中「二〇円四一銭」を「二〇円七八銭」に、「二二〇円五〇銭」を「二二四円五八銭」に、「一八三円七五銭」を「一八七円一五銭」に改め、同表船舶役務用施設の部中「八一元」を「八二元」に改め、同表廃棄物処理施設の部廃棄物焼却施設の款中「二、四一〇円」を「二、四五〇円」に改め、同部廃油受入施設の款中「二円一八銭」を「二円二二銭」に改め、同表港湾環境整備施設の部中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表港湾管理施設の部中「一、三四〇円」を「一、三六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同表港湾施設用地の部中「五円七四銭」を「五円八四銭」に、「四円八九銭」を「四円九八銭」に改める。

別表第二地方港湾の表係留施設の部岸壁及び物揚場の款中「三円三六銭」を「三円四一銭」に、「四円四八銭」を「四円五六銭」に改め、同部小型船舶特定係留施設の款中「一〇、四八〇円」を「一〇、六七〇円」に改め、同部棧橋（フェリーボートの接岸施設を含む。）及び浮棧橋の款中「二円四九銭」を「二円五三銭」に、「一円七一銭」を「一円七四銭」に、「三円三三銭」を「三円三九銭」に、「二円二九銭」を「二円三三銭」に、「一、三六〇円」を「一、三八〇円」に、「二、〇一〇円」を「二、〇四〇円」に、「二、六一〇円」を「二、六五〇円」に、「三、七一〇円」を「三、七七〇円」に、「五、三七〇円」を「五、四六〇円」に改め、同表荷さばき施設の部荷さばき地の款中「三円六銭」を「三円一銭」に改め、同部上屋の款中「一四円二五銭」を「一四円五一銭」に改め、同表旅客施設の部中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表保管施設の部中「二円一八銭」を「二円二二銭」に改め、同表船舶役務用施設の部中「八一元」を「八二元」に改め、同表港湾環境整備施設の部中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表港湾施設用地の部中「二円九三銭」を「二円九八銭」に改める。

別表第三中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、二六〇円」を「三、三〇〇

円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「三、九〇〇円」を「三、九七〇円」に、「五、〇三〇円」を「五、一一〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に改める。

別表第四中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第三十一条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一地御前漁港艇置施設の項中「七、九一〇円」を「八、〇五〇円」に、「九、九七〇円」を「一〇、一五〇円」に改め、同表地御前漁港簡易艇置施設の項中「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

別表第二岸壁物揚場棧橋浮棧橋船揚場の項中「二円五銭」を「二円八銭」に改め、同表野積場の項中「二円一三銭」を「二円一五銭」に改める。

別表第三五日市漁港フィッシュヤリーナ施設艇置施設の項中「三二四、四九〇円」を「三三〇、三一〇円」に、「三五九、四二〇円」を「三六六、〇七〇円」に、「四〇四、三五〇円」を「四一一、八三〇円」に、「四四九、二八〇円」を「四五七、六〇〇円」に、「四九四、二〇〇円」を「五〇三、三五〇円」に、「五三九、一三〇円」を「五四九、一一〇円」に、「五八四、〇六〇円」を「五九四、八七〇円」に、「六二八、九九〇円」を「六四〇、六三〇円」に、「六七三、九二〇円」を「六八六、四〇〇円」に、「二七五、九七〇円」を「二八一、〇八〇円」に、「三四四、九八〇円」を「三五二、三六〇円」に、「四六〇、五一〇円」を「四六九、〇三〇円」に、「五〇七、〇三〇円」を「五一六、四一〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「二、〇六〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に改め、同表五日市漁港フィッシュヤリーナ施設船台の項中「四〇、一〇〇円」を「四〇、八四〇円」に、「一、六六〇円」を「一、六九〇円」に改め、同表五日市漁港フィッシュヤリーナ施設上下架施設の項中「三八、一〇〇円」を「三八、八〇〇円」に、「四三、五八〇円」を「四四、二八〇円」に、「四九、〇六〇円」を「四九、九六〇円」に、「五四、五四〇円」を「五五、五五〇円」に、「五九、八九〇円」を「六〇、九九〇円」に、「六五、三七〇円」を「六六、五八〇円」に、「七〇、八六〇円」を「七二、一七〇円」に、「七六、三四〇円」を「七七、七五〇円」に、「八一、八二〇円」を「八三、三三〇円」に、「一一、一三〇円」を「一一、一六〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「三、一

九〇円」を「三、二四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、四八〇円」に、「六、六八〇円」を「六、八〇〇円」に、「九、三四〇円」を「九、五一〇円」に改め、同表五日市漁港アイシヤリーナ施設研修室の項中「一、三二〇円」を「一、三四〇円」に改める。

(広島県入港料条例の一部改正)

第三十二条 広島県入港料条例(昭和五十二年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「八十銭」を「八十一銭」に改め、同号ロ中「一円六十銭」を「一円六十二銭」に改める。

(広島県の海の管理に関する条例の一部改正)

第三十三条 広島県の海の管理に関する条例(平成三年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表砂利(砂及び玉石を含む。)を採取する場合の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県マリーナ条例の一部改正)

第三十四条 広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一艇置施設の部陸上艇置施設の項中「一八、六〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二四、二〇〇円」に、「二五、八〇〇円」を「二六、三〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に、「三五、〇〇〇円」を「三五、七〇〇円」に、「三九、一〇〇円」を「三九、九〇〇円」に、「四三、二〇〇円」を「四四、〇〇〇円」に改め、同部テイングーヨット陸上艇置施設の項中「四四、三〇〇円」を「四五、二〇〇円」に、「五八、七〇〇円」を「五九、八〇〇円」に、「七五、一〇〇円」を「七六、五〇〇円」に改め、同部海上艇置施設の項中「五一、二〇〇円」を「五二〇、七〇〇円」に、「六九九、五〇〇円」を「七一三、五〇〇円」に、「八五八、九〇〇円」を「八七四、九〇〇円」に、「一、一四二、八〇〇円」を「一、一六三、〇〇〇円」に、「一、五八三、〇〇〇円」を「一、六一二、四〇〇円」に、「二、三五七、五〇〇円」を「二、四〇一、二〇〇円」に、「五〇、四〇〇円」を「五一、四〇〇円」に改め、同部デジタル用海上艇置施設の項中「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三三五円」を「三四〇円」に改め、同表上下

架施設の部陸上艇置施設使用者が使用する場合の項中「五一、四〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「五七、九〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「七七、一〇〇円」を「七八、六〇〇円」に、「一〇六、〇〇〇円」を「一〇八、〇〇〇円」に、「一六〇、五〇〇円」を「一六三、五〇〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二二八、九〇〇円」に改め、同部その他の場合の項中「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、六〇〇円」に改め、同表艇庫の部中「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改め、同表クラブルームの部中「二三一、五〇〇円」を「二三五、八〇〇円」に改め、同表会議室の部中「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表駐車場の部中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に、「四九〇円」を「五〇〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七三〇円」に改め、同表シャワーの部中「一四〇円」を「一五〇円」に改める。

別表第二中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県漁港区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十五条 広島県漁港区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県港湾区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十六条 広島県港湾区域内占用料等徴収条例(平成十一年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例の一部改正)

第三十七条 広島県海岸保全区域内占用料等徴収条例(平成十二年広島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表砂利(砂及び玉石を含む。)の項中「九三円」を「九四円」に改める。

(ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十八条 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例(平成十七年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一係留施設の項中「二四〇、七〇〇円」を「二四五、二〇〇円」に、「二八〇、八〇〇円」を「二八六、〇〇〇円」に、「三二一、〇〇〇円」を「三二七、〇〇〇円」に、「四六五、四〇〇円」を「四七四、一〇〇円」に、「七八六、三〇〇円」を「八〇

〇、九〇〇円」に改め、同表駐車場の項中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第三中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(広島県都市公園条例の一部改正)

第三十九条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表アリーナの部中「一五、一〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六一、二〇〇円」に、「九七、五〇〇円」を「九九、四〇〇円」に、「四五、〇〇〇円」を「四五、九〇〇円」に、「一七九、八〇〇円」を「一八三、二〇〇円」に、「一九二、二〇〇円」を「一九七、七〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「八、七〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、三〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「九四〇円」を「九六〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同表研修室の部中「六七〇円」を「六九〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表会議室の部中「四一〇円」を「四二〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に改め、同表楽屋の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表文化活動室の部中「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「八、一〇〇円」に改める。

別表第一の二の表入場料有料の場合の部中「六二、七〇〇円」を「六三、九〇〇円」に、「九四、〇〇〇円」を「九五、八〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「八、九〇〇円」を「九、一〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、七〇〇円」に改める。

別表第一の三の表小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者の部中「六七〇円」を「六九〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第一の四の表入場料有料の場合の部中「一、〇一〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二一〇円」を「二二〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第一の五の表専用使用の場合の部中「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表専用使用でない場合の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

別表第一の六の表小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者の部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表その他満一五歳以上の者の部中「四一〇円」を「四二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二の一の表専用使用の場合の部中「一八、八〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五七、三〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、四〇〇円」に、「三七、五〇〇円」を「三八、二〇〇円」に、「一一二、四〇〇円」を「一一四、五〇〇円」に、「一八七、二〇〇円」を「一九〇、七〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三二、六〇〇円」を「三三、一〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「七〇円」を「八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第二の二の表専用使用の場合の部中「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「四八、六〇〇円」を「四九、五〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「五九、四〇〇円」に、「九七、一〇〇円」を「九八、九〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に、「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一二、一〇〇円」に改め、同表個人使用の場合の部中「七〇円」を「八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第二の三の表入場料有料の場合の部中「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「七七、八〇〇円」を「七九、三〇〇円」に、「一二六、四〇〇円」を「一二八、八〇〇円」に、「五八、三〇〇円」を「五九、四〇〇円」に、「三三三、一〇〇円」を「三三七、五〇〇円」に、「三七八、九〇〇円」を「三八六、〇〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「一一、二〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「七七、八〇〇円」を「七九、三〇〇円」に、「一二六、四〇〇円」を「一二八、八〇〇円」に改める。

別表第二の四の表入場料有料の場合の部中「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四四、二〇〇円」を「四五、一〇〇円

」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、八〇〇円」に、「八一、六〇〇円」を「八三、一〇〇円」に、「一三三、六〇〇円」を「一三五、一〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の部中「九四〇円」を「九六〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、四〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「四四、二〇〇円」を「四五、一〇〇円」に改める。

別表第二の五の表センターコートの中で「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「二四、五〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表インドアコートの中で「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「一六、四〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表一般コートの中で「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

別表第二の六の表専用使用の場合の中で「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表専用使用でない場合の中で「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「四八〇円」を「四九〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

別表第二の七の表宿泊の中で「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同表一時使用の中で「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二の八の表入場料有料の場合の中で「一六、八〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「五〇、二〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「八三、七〇〇円」を「八五、三〇〇円」に、「一六七、二〇〇円」を「一七〇、三〇〇円」に、「五〇一、五〇〇円」を「五一〇、八〇〇円」に、「八三五、八〇〇円」を「八五一、三〇〇円」に改め、同表入場料無料の場合の中で「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「一六、八〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三四、二〇〇円」に、「一〇〇、三〇〇円」を「一〇一、二〇〇円」に、「一六七、二〇〇円」を「一七〇、三〇〇円」に改める。

別表第二の九の表会議室（二室につき）の中で「六七〇円」を「六九〇円」に、「四

一〇円」を「四二〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表視聴覚室の部中「四一〇円」を「四二〇円」に改め、同表トレーニング室及びスタジオの部中「二七〇円」を「二八〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

(広島県工業用水道条例の一部改正)

第四十条 広島県工業用水道条例(昭和四十年広島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(広島県水道用水供給水道条例の一部改正)

第四十一条 広島県水道用水供給水道条例(昭和四十九年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四十二条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第二条の二中「一万三千三百二十円」を「一万三千五百六十円」に改める。

別表一の項及び五の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表六の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表七の項中「六、七四〇円」を「六、八六〇円」に改め、同表八の項中「二八〇、一五〇円」を「二八五、三三〇円」に改め、同表九の項中「一〇五、五〇〇円」を「一〇七、四五〇円」に改め、同表十の項中「八七、三七〇円」を「八八、九八〇円」に改め、同表十二の項中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表十四の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表十五の項中「九四〇、六五〇円」を「九五八、〇六〇円」に改め、同表十六の項中「一、二〇八、〇九〇円」を「一、二三〇、四六〇円」に改め、同表十七の項中「一〇〇分の一〇八」を「一〇〇分の一一〇」に改め、同表十八の項中「四、〇一〇円」を「四、〇八〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改める。

(広島県立歴史民俗資料館設置条例の一部改正)

第四十三条 広島県立歴史民俗資料館設置条例(昭和五十四年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(広島県立歴史博物館設置条例の一部改正)

第四十四条 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の二の表中「一、〇三〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

別表の二の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表介護保険法(以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「場合 三三、〇〇〇円」を「場合 三四、〇〇〇円」に改める部分を除く。)、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。)及び同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)の項の改正規定(「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。)並びに第三十条の規定(広島県港湾施設管理条例附則第九項の改正規定に限る。) 平成三十一年四月一日

二 第一条中広島県手数料条例別表に次のように加える改正規定 平成三十一年六月一日

三 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（「一八四、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に、「二〇八、〇〇〇円」を「二一一、〇〇〇円」に、「一八六、〇〇〇円」を「一八九、〇〇〇円」に、「三三四、〇〇〇円」を「三三九、〇〇〇円」に、「二八六、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「四〇五、〇〇〇円」を「四一一、〇〇〇円」に、「三五五、〇〇〇円」を「三六一、〇〇〇円」に、「五六九、〇〇〇円」を「五七七、〇〇〇円」に、「四九四、〇〇〇円」を「五〇二、〇〇〇円」に改める部分を除く。） 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年十月一日

（経過措置）

- 2 第三条の規定の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る使用料については、平成三十一年度に徴収するものに限り、なお従前の例による。
- 3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例第七条の規定による許可を受けている者又は同条例第四条第一項のセンターに試験、検査、分析等の依頼をしている者に係る使用料又は手数料については、第四条の規定による改正後の広島県立総合技術研究所設置及び管理条例別表第一号及び別表第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第二十七条の規定の施行の際現に道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項若しくは第三項の許可を受けた者若しくは同法第三十五条の同意を得た者又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の許可を受けた者若しくは同法第二十一条の規定による同意を得た者であつて、第二十七条の規定の施行の日前に道路法第三十九条第一項に規定する道路占用料を賦課されたものから徴収する道路占用料の額は、第二十七条の規定による改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第二十八条の規定の施行の際現に河川法（昭和二十九年法律第六十七号）第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は同法第二十三条の二の登録を受けている者であつて、第二十八条の規定の施行の日前に河川法第三十二条第一項に規定する流水占用料等を賦課されたものから徴収する流水占用料等の額は、第二十八条の規定による改正後の広島県河川区域内占用料等徴収条例別表第一から別表第三までの規定にかかわ

らず、なお従前の例による。

- 6 第三十条の規定（広島県港湾施設管理条例附則第九項の改正規定を除く。）の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県港湾施設管理条例第三条の規定による許可を受けている者に係る係船料（小型船舶特定係留施設の係船料を除く。）については、第三十条の規定による改正後の広島県港湾施設管理条例別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。
- 7 第三十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の広島県漁港管理条例第十一条の二の規定による許可を受けている者に係る使用料（岸壁、物揚場、棧橋、浮棧橋及び船揚場の使用料並びに五日市漁港フィッシュヤリータ施設艇置施設のうちビクター用海上艇置施設の使用料に限る。）については、第三十一条の規定による改正後の広島県漁港管理条例別表第二及び別表第三の規定にかかわらず、当該許可の期間に限り、なお従前の例による。